

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分担研究報告書

補装具製作者によるフォローアップの現状調査

研究分担者 芳賀信彦 東京大学 教授

研究協力者 藤原清香 東京大学 講師

研究要旨

補装具の適切なフォローアップ体制の検討は、障害者総合支援法に基づき支給される補装具が、障害者により適切に継続的に使用されるために重要な事項であるが、補装具のフォローアップに関する報告は限られている。そこで一般社団法人日本義肢協会の正会員 270 補装具製作者を対象に、郵送によるアンケート調査を行い、162 業者より回答を得た（回収率 60.0%）。義肢装具等のフォローアップ体制が製作者により異なり、4 分の 1 の製作者ではフォローアップが行われていないこと、積極的に義肢装具等の状態をユーザに問いかけている製作者が少ないこと、ユーザから不具合の連絡があった場合の対応も一定でないこと、が明らかになった。

A. 研究目的

リハビリテーションのフェイズを急性期、回復期、生活期に分けると、急性期から回復期では治療用装具が、回復期の終盤から生活期では障害者総合支援法による補装具が製作、使用される。補装具のフォローアップに関する報告は、主に脳卒中患者の下肢装具に関して行われ、下肢装具使用の継続性、職種間の認識の差、などの問題が指摘されている。一方、2011 年度の種類別に見た補装具購入・修理件数では、義肢、車椅子・電動車椅子・座位保持椅子では購入件数より修理件数が多く、装具の修理件数は購入件数の約 40%、座位保持装置では約 80%に及んでおり、補装具が修理を要する状況は決してまれでなく定期的な修理を要し、そのためには適切なフォローアップが必要であることが分かる。

一般社団法人日本義肢装具士協会による 2016 年度の第 2 回義肢装具士実態調査（義肢装具士白書 2016 より）によれば、義肢装具士の多くは、中小規模の補装具製作事業所（製作者）に所属していることが明らかになっており、製作者により最終適合以降のフォローアップの対象利用者数、フォローアップの手段や頻度が一定していないこと、一方利

用者宅への訪問による適合・調整も行われていること、が分かる。

補装具の適切なフォローアップ体制の検討は、障害者総合支援法に基づき支給される補装具が、障害者により適切に継続的に使用されるために重要な事項であり、厚生労働行政に大きくかかわる。そこで本研究では、製作者によるフォローアップの現状と理想的なあり方を知る目的で、アンケート調査を行うこととした。

B. 研究方法

全国 270 ヶ所の義肢・装具製作所が所属する一般社団法人日本義肢協会の正会員を対象に、郵送によるアンケート調査を行った。調査内容は研究分担者が作成した案についてあらかじめ当研究班内でメール審議を行い、確定した。調査期間は 2021 年 1 月 13 日～31 日である。調査内容は、1) 製作所の規模、連携医療機関、義肢装具等の製作数、2) 義肢装具等のフォローアップ体制の現状、3) 義肢装具等のフォローアップに関する意見、である。

（倫理面への配慮）

本アンケート調査実施に際しては、一般社団法人日本義肢協会の理事長にあらかじめ説明し、協力の了解を得た。また調査結果の公表に際しては、回答結果を集計して公表することにより回答者が特定できないための配慮を行うこととした。回答者は製作者の職員であり、患者や障害者の個人情報には含まれない。

C. 研究結果

162 製作者より回答を得た（回収率 60.0%）。集計時期の関係で、令和 2 年度中にはこのうち 160 製作者からの回答について、1) 製作所の規模、連携医療機関、義肢装具等の製作数、2) 義肢装具等のフォローアップ体制の現状、の中の記述を含まない回答のみを集計した。

1) 製作所の規模、連携医療機関、義肢装具等の製作数

製作者に所属する義肢装具数は 6 (1~124) 名（最初の数値は中央値、括弧内は範囲、以下記載法は同様）、製作技術者数は 4 (0~149) 名であった。連携している医療機関（義肢装具士が定期的に訪問し診療にたずさわる医療機関）の数は、30 (2~400) であった。

補装具別の年間製作数は、表に示す通りである。いずれの補装具も製作者による数の差が大きく、義肢よりも装具が多かった。義肢では義足が多く、装具では体幹装具が多かった。上肢装具と体幹装具は治療用装具が多く、下肢装具では中央値のみでみると治療用装具と補装具に差がなかった。車椅子と座位保持装置は中央値がそれぞれ 1 と 0 であった。

表 年間製作数

	治療用装具	補装具
義手	0 (0~ 16)	4 (0~7200)
義足	3 (0~ 166)	11 (0~ 350)
上肢装具	150 (0~ 4400)	1 (0~ 588)
体幹装具	930 (0~13800)	1 (0~2401)
下肢装具	40 (0~11925)	40 (0~3112)
車椅子		1 (0~2200)
座位保持装置		0 (0~ 767)

2) 義肢装具等のフォローアップ体制の現状

義肢装具等のフォローアップへの取り組みについて、160 製作者のうち、92 業者が「義肢装具製作所として取り組んでいる」、60 業者が「所属する義肢装具士が個人的に取り組んでいる」、40 業者が「取り組んでいない」と回答した（複数回答を許可、以下同様）。フォローアップの体制については、回答のあった 121 業者のうち 88 業者が「義肢装具製作所が単独で行っている」、82 業者が「医療機関等と協力して行っている」と回答した。義肢装具等の状態について、積極的に義肢装具製作所側から利用者に問いかけをしているか、については、回答のあった 126 業者中 73 業者が「問いかけている」と回答した。実際のフォローアップの頻度については、義肢は 6 (0~60) ヶ月、装具は 6 (0~24) ヶ月、車椅子は 8 (0~36) ヶ月であった。義肢装具の不具合等について電話等で利用者から連絡があった場合の対応法については、回答のあった 129 業者中 113 業者が「義肢装具製作所(所属する義肢装具士を含む)として個別に対応」、77 業者が「医療機関等を通じて対応している。（医療機関の受診を勧めるなど）」と回答した。

D. 考察

本調査では、義肢装具等のフォローアップ体制が製作者により異なり、4 分の 1 の製作者ではフォローアップが行われていないこと、積極的に義肢装具等の状態を利用者に問いかけている製作者が少ないこと、利用者から不具合の連絡があった場合の対応も一定でないこと、が明らかになった。

補装具の不適合・不具合を誰がどのように認知すべきか、は規定されていない。患者・障害者側が認知して報告するには、何をどのように認知するのかが分からない、という問題があり、一方医療従事者（製作者の義肢装具士を含む）が積極的に認知して対応するには、誰がどのような頻度でどう対応すべきかが明らかになっていない。しかしこのいずれが適切かということではなく、補装具の不適合・不具合を医療あるいは福祉の安全の問題と捉えれば、近年の「患者参加型医療」の考え方を取り入れ、両者で対応することで早期発見・早期対応が可能と考える。2000 年に米国 Agency for Healthcare Research

and Quality は、患者が医療においてどのような役割を果たせるかに関する20項目の中の1番目に、「医療事故を防ぐために、あなた自身が医療チームの1人として積極的に参加することが大切です。」と提唱した。2002年に Joint Commission on Accreditation of Healthcare Organization は、「Speak UP」と銘打った患者参加に関するプログラムを提唱し、例えば「病気、検査、治療について勉強しましょう (Educate yourself about your illness. Learn about the medical tests you get, and your treatment plan.) 」と推奨している。補装具に関しても脳卒中片麻痺の下肢装具を対象として、不適合のセルフチェックを目的としたリーフレット等を配布する試みが報告されている。患者・障害者の病態や補装具の内容はいずれも多様であり、これらに応じて患者・障害者教育の内容やフォローアップ体制を検討する必要があると考える。

E. 結論

補装具製作者を対象に、補装具のフォローアップに関するアンケート調査を行った。義肢装具等のフォローアップ体制が製作者により異なり、4分の1の製作者ではフォローアップが行われていないこと、積極的に義肢装具等の状態を利用者に問いかけている製作者が少ないこと、利用者から不具合の連絡があった場合の対応も一定でないこと、が明らかになった。

G. 研究発表

1. 論文発表

該当なし

2. 学会発表

芳賀信彦. リハビリテーション医療における移動のための義肢装具とAssistive Device. 第57回日本リハビリテーション医学会学術集会. 京都, 2020-8-20, 第57回日本リハビリテーション医学会学術集会プログラム・抄録集, P.178, 2020.

芳賀信彦. 先人・達人そして科学から義肢装具診療を学ぶ. 第36回日本義肢装具学会学術大会. 東京, 2020-10-31/11-1, 第36回日本義肢装具学会学術大会プ

ログラム・抄録集, P.52, 2020

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

無

2. 実用新案登録

無

3. その他

無